

## 神崎市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和(兼任)について

平成27年3月23日

神崎市建設工事請負契約約款第10条に規定する現場代理人について、下記の要件を全て満たす場合は、他の工事の現場代理人との兼任を認めるものとする。

### 記

#### 1 現場代理人の兼任を認める要件

- (1) 兼任できる工事は、5つの工事までとする。ただし、近接工事は1件として取り扱う。
- (2) 災害復旧工事の件数の制限は設けないものとする。
- (3) 兼任できる工事は、原則市発注工事とする。

なお、神崎市内の佐賀県発注工事との兼任を認めるが、この場合は佐賀県が定める要件を満たしていること。

- (4) 兼任する工事は、すべて神崎市管内とする。
- (5) 請負金額の合計が当初契約額(消費税込み)で5,000万円未満とする。

ただし、次の工事を含まないこと。

- ア 現場代理人が主任技術者を兼任する工事で主任技術者の専任を要するもの
- イ 現場代理人が監理技術者を兼任する工事

- (6) 工種の限定は行わない。

#### 2 手続き

現場代理人を兼任する場合には、契約時に提出する「現場代理人等届出書」と同時に別紙「現場代理人兼任届出書」を提出すること。

あわせて、現場代理人を兼任させる既受注工事の発注者にも別紙「現場代理人兼任届出書」を提出すること。

#### 3 その他

- (1) 予定価格2,500万円未満の工事については、同日に同一工種の案件を複数開札する場合で、配置予定技術者が重複している場合に、一つの工事を落札したことにより次の工事の入札参加資格を喪失させる取扱いは適用しないものとする。

ただし、分離分割発注により入札通知等にその旨を記載した案件については、従来どおりの取扱いとする。

- (2) 建設業者が、現場代理人を兼任させる場合は、建設業者自らの責任により行うものとする。
- (3) 現場代理人を兼任したことに伴う、諸経費調整は行わない。ただし、近接工事の場合は従来の取扱いどおり、諸経費調整を行うものとする。
- (4) 提出された「現場代理人等届出書」又は「現場代理人兼任届出書」の記載内容に虚偽があった場合は、指名停止措置等を行う。

#### 附 則

(平成25年3月13日通知)

この取扱いは、すでに配置された同一現場代理人の工事案件を含み、平成25年4月1日から平成26年3月31日までに公告または指名通知を行う工事に適用する。

#### 附 則

(平成25年12月17日通知)

この取扱いは、すでに配置された同一現場代理人の工事案件を含み、平成26年1月1日から平成26年3月31日までに公告または指名通知を行う工事に適用する。

#### 附 則

(平成26年3月26日通知)

この取扱いは、すでに配置された同一現場代理人の工事案件を含み、平成26年3月26日から平成27年3月31日までに公告または指名通知を行う工事に適用する。

附 則

(平成 27年 3 月 23 日通知)

この取扱いは、すでに配置された同一現場代理人の工事案件を含み、平成 27年 3 月 23 日から平成 28 年 3 月 31 日までに公告または指名通知を行う工事に適用する。